

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>【本編】</p> <p>Ⅱ 組合監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－3－4 システムリスク</p> <p>Ⅱ－3－4－1 システムリスク</p> <p>Ⅱ－3－4－1－3 監督手法・対応</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害発生時</p> <p>① コンピュータシステムの障害やサイバーセキュリティ事案の発生を認識次第、直ちに、その事実を行政庁あてに報告を求めるとともに、「<u>障害発生等報告書</u>」(参考様式5－3)にて行政庁あて報告を求めるものとする。<u>ただし、DDoS攻撃事案の場合は「DDoS攻撃事案共通様式」(「サイバー攻撃による被害が発生した場合の報告手続等に関する申合せ」(令和7年5月28日関係省庁申合せ(以下、「関係省庁申合せ」という。))別添様式1)、ランサムウェア事案の場合は「ランサムウェア事案共通様式」(関係省庁申合せ別添様式2)による報告も可能とする。なお、ランサムウェア事案の報告においては、同様式により個人データ等の漏えい等の報告を兼ねることも可能であることに留意する(「金融機関における個人情報保護に関するQ&A」参照)。</u></p>	<p>【本編】</p> <p>Ⅱ 組合監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－3－4 システムリスク</p> <p>Ⅱ－3－4－1 システムリスク</p> <p>Ⅱ－3－4－1－3 監督手法・対応</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害発生時</p> <p>① コンピュータシステムの障害やサイバーセキュリティ事案の発生を認識次第、直ちに、その事実を行政庁あてに報告を求めるとともに、「<u>システム障害等発生報告書</u>」(参考様式5－3)にて行政庁あて報告を求めるものとする。</p>

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>また、復旧時及び原因説明時には改めてその旨報告を求めることとする。</p> <p>ただし、復旧、原因の説明がされていない場合でも1か月以内に現状について報告を求めることとする。</p> <p>なお、共同センターに起因するシステム障害等が発生した場合にあっては、組合及び共同センターに対して、直ちに、上記に沿った対応を求めることとする。ただし、当該システム障害等が漁協系統信用事業全体に及ぶような重大なものである等の場合は、全漁連の同席の下で共同センターに対してヒアリングを行うこととする。</p> <p>(注) 報告すべきシステム障害等</p> <p>その原因の如何を問わず、組合が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害であって、</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 貯金の払戻し、為替等の決済機能に遅延、停止等が生じているもの又はその恐れがあるもの b. 資金繰り、財務状況把握等に影響があるもの又はその恐れがあるもの c. その他業務上、上記に類すると考えられるものをいう。 <p>ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器に速やかに交替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合（例えば、一部のATMが停止した場合であっても他の同一店舗又は近隣店舗のATMや窓口において対応が可能な場合）を除く。</p>	<p>また、復旧時及び原因説明時には改めてその旨報告を求めることとする。</p> <p>ただし、復旧、原因の説明がされていない場合でも1か月以内に現状について報告を求めることとする。</p> <p>なお、共同センターに起因するシステム障害等が発生した場合にあっては、組合及び共同センターに対して、直ちに、上記に沿った対応を求めることとする。ただし、当該システム障害等が漁協系統信用事業全体に及ぶような重大なものである等の場合は、全漁連の同席の下で共同センターに対してヒアリングを行うこととする。</p> <p>(注) 報告すべきシステム障害等</p> <p>その原因の如何を問わず、組合が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害であって、</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 貯金の払戻し、為替等の決済機能に遅延、停止等が生じているもの又はその恐れがあるもの b. 資金繰り、財務状況把握等に影響があるもの又はその恐れがあるもの c. その他業務上、上記に類すると考えられるものをいう。 <p>ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器に速やかに交替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合（例えば、一部のATMが停止した場合であっても他の同一店舗又は近隣店舗のATMや窓口において対応が可能な場合）を除く。</p>

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行																																										
<p>なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、利用者や業務に影響を及ぼす、又は及ぼす可能性が高いと認められるときは、報告を要するものとする。</p> <p>②・③ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>【様式】</p> <p style="text-align: center;">参考様式目次</p> <p>I～IV (略)</p> <p>V その他の様式</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 5%;">1</td><td style="width: 85%;">信漁連台帳</td><td style="width: 10%; text-align: right;">89</td></tr> <tr><td>2</td><td>苦情受付票</td><td style="text-align: right;">91</td></tr> <tr><td>3</td><td><u>障害発生等報告書</u></td><td style="text-align: right;">93</td></tr> <tr><td>4</td><td>検査結果に係る報告の徴求</td><td style="text-align: right;">96</td></tr> <tr><td>5</td><td>決算速報様式(信漁連)</td><td style="text-align: right;">103</td></tr> <tr><td>6</td><td>連結決算速報様式(信漁連)</td><td style="text-align: right;">132</td></tr> <tr><td>7</td><td>仮決算速報様式(信漁連)</td><td style="text-align: right;">151</td></tr> </table>	1	信漁連台帳	89	2	苦情受付票	91	3	<u>障害発生等報告書</u>	93	4	検査結果に係る報告の徴求	96	5	決算速報様式(信漁連)	103	6	連結決算速報様式(信漁連)	132	7	仮決算速報様式(信漁連)	151	<p>なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、利用者や業務に影響を及ぼす、又は及ぼす可能性が高いと認められるときは、報告を要するものとする。</p> <p>②・③ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>【様式】</p> <p style="text-align: center;">参考様式目次</p> <p>I～IV (略)</p> <p>V その他の様式</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 5%;">1</td><td style="width: 85%;">信漁連台帳</td><td style="width: 10%; text-align: right;">89</td></tr> <tr><td>2</td><td>苦情受付票</td><td style="text-align: right;">91</td></tr> <tr><td>3</td><td><u>システム障害等発生報告書</u></td><td style="text-align: right;">93</td></tr> <tr><td>4</td><td>検査結果に係る報告の徴求</td><td style="text-align: right;">96</td></tr> <tr><td>5</td><td>決算速報様式(信漁連)</td><td style="text-align: right;">103</td></tr> <tr><td>6</td><td>連結決算速報様式(信漁連)</td><td style="text-align: right;">132</td></tr> <tr><td>7</td><td>仮決算速報様式(信漁連)</td><td style="text-align: right;">151</td></tr> </table>	1	信漁連台帳	89	2	苦情受付票	91	3	<u>システム障害等発生報告書</u>	93	4	検査結果に係る報告の徴求	96	5	決算速報様式(信漁連)	103	6	連結決算速報様式(信漁連)	132	7	仮決算速報様式(信漁連)	151
1	信漁連台帳	89																																									
2	苦情受付票	91																																									
3	<u>障害発生等報告書</u>	93																																									
4	検査結果に係る報告の徴求	96																																									
5	決算速報様式(信漁連)	103																																									
6	連結決算速報様式(信漁連)	132																																									
7	仮決算速報様式(信漁連)	151																																									
1	信漁連台帳	89																																									
2	苦情受付票	91																																									
3	<u>システム障害等発生報告書</u>	93																																									
4	検査結果に係る報告の徴求	96																																									
5	決算速報様式(信漁連)	103																																									
6	連結決算速報様式(信漁連)	132																																									
7	仮決算速報様式(信漁連)	151																																									

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行
VI～VII (略)	VI～VII (略)

附 則

この通知の改正は、令和7年10月1日から適用する。